

— 今後の条例策定の進め方について —

1. 条例骨子・構成案に対する住民の意見等の集約

● 町民参加のまちづくり地区懇談会結果の発信

- ・議会及び区長会で報告。
- ・かわら版（11/1）を作成・発行する。（「ふれあいまつり（11/1～2）」でパネル展示・配布、各区へ配布）

● 各団体へのグループインタビューの実施

- ・「さくらメイト」「まみーぽけっと」「桜口魂」に依頼する。

● 議員懇談会の実施

- ・開催日案 11月14日（金）午前9時半～
- ・議会常任委員会等で逐次策定状況を報告する。

● 行政職員懇談会の実施

- ・地区懇談会の結果を踏まえ、行政職員と責務について協議する。

2. 条例骨子・構成案の修正

● 条例骨子・構成案の修正

- ・地区懇談会等の結果から、条例の骨子・構成案に反映する必要がある意見等を整理する。
- ・策定会議の意見により骨子・構成案を修正する。
- ・前文の作成

3. フォーラム及び議員懇談会の実施

● フォーラムの開催

- ・フォーラムの場を効果的に活用できる方法・時期（12月20日土曜日午後？）。
- ・住民を始め、区長（役員）、団体、職員など幅広く参加を呼びかける。
- ・講演とディスカッション

昇教授から、改めて条例の必要性を分かりやすく講演してもらおう。また、地区懇談会等で寄せられた特に住民の皆さんが懸念している事柄（条例と議会の関係性、行政の事務量増加に伴うサービス低下、町職員の意識改革、参加と協働に対する住民意識の温度差など）について、事例を織り交ぜながら分かりやすく説明してもらおう。

● 議員懇談会の実施

- ・開催時期は未定。議会常任委員会等で逐次策定状況を報告する。



4. 条例案の作成とパブリックコメント

● 条例案の作成

- ・条例骨子を法規ルールに基づいて条文形式に変更。併せて誰にでも分かるような解説書を作成する。

● パブリックコメントの実施

- ・条例案のパブリックコメントを実施し、提出された意見を基に修正検討を行う。